

下妻市外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託契約仕様書

1 目的

この仕様書は、派遣先（下妻市をいう。）が下妻市立小中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に外国人英語指導助手（ＡＬＴ）を配置するに当たり、派遣元（受託者をいう。）と締結する下妻市外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託契約（以下「労働者派遣契約」という。）について、業務の内容その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 総則

派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）等の関係法令を遵守しなければならない。

3 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 就業場所

番号	名 称	所在地
1	下妻市教育委員会	下妻市本城町 3-13
2	下妻市立下妻小学校	下妻市下妻乙 386
3	下妻市立大宝小学校	下妻市大宝 625
4	下妻市立騰波ノ江小学校	下妻市若柳甲 644
5	下妻市立上妻小学校	下妻市半谷 426
6	下妻市立総上小学校	下妻市小島 1116
7	下妻市立豊加美小学校	下妻市加養 128
8	下妻市立高道祖小学校	下妻市高道祖 2638-1
9	下妻市立宗道小学校	下妻市本宗道 120
10	下妻市立大形小学校	下妻市別府 199
11	下妻市立下妻中学校	下妻市長塚 38-1
12	下妻市立東部中学校	下妻市大串 1279
13	下妻市立千代川中学校	下妻市鎌庭 2777
14	下妻市立上妻幼稚園	下妻市半谷 426
15	下妻市立ちよかわ幼稚園	下妻市立宗道 2095

5 業務内容

派遣労働者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 小中学校における業務

- ア 英語活動、外国語（英語）活動及び外国語（英語）授業（以下これらを「英語授業等」という。）に係る児童生徒の指導又はその補助
- イ 英語授業等に係る指導計画・教材の作成、情報提供、準備等
- ウ 英語授業等に係る児童生徒の評価への協力
- エ 英語授業等に係る教職員の反省・分析・評価への協力
- オ 英語授業等以外の時間における児童生徒とのコミュニケーション活動
- カ 英語授業等以外の学校活動等に係る協力・指導
- キ 国際教育に係る授業・行事における指導又はその補助
- ク 遠隔による授業・国際教育における指導又はその補助
- ケ 英語プレゼンテーションフォーラム、英語フォーラム、スピーチコンテスト等に係る児童生徒の指導・助言・審査
- コ 学校行事の準備に係る協力・指導
- サ 児童生徒の外部検定試験受験に係る指導
- シ 上記業務に関する教職員との打ち合わせ

(2) 幼稚園における業務

- ア 英語活動に係る園児の指導
- イ 英語活動に係る指導計画・教材の作成、情報提供、準備等

(3) その他の業務

- ア 派遣先が実施する研修等への参加
- イ 上記業務以外の業務で派遣先又は学校等が必要と認めるもの

6 派遣労働者の人数、条件及び就業日時

(1) 派遣労働者の人数

派遣労働者の人数は、7名とする。

(2) 派遣労働者の条件

派遣労働者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、派遣先が特に認めたときは、この限りでない。

- ア 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者
- イ 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本国に招聘された者
- ウ 日本国での就労に適した在留資格を有する者
- エ 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者
- オ 英語指導の経験を有し、学習指導要領に基づいた英語指導に関する研修を十分に

受けた者であって、英語指導に長けているもの

カ 授業の打合せ程度の内容の日本語を理解し、話すことができる者

キ 協調性に富み、教職員、児童生徒、園児等と積極的にコミュニケーションが図れる者

ク 心身共に健康で、派遣期間を通して勤務できる者

ケ 職務専念義務及び守秘義務を遵守することができる者

コ 日本文化及び日本国に対する理解を深めようとする者

サ 日本国の学校教育を理解しようとする者

シ 自宅から就業場所まで自立的に移動でき、公共交通機関が限られた地域にも通勤できる者

(3) 就業日時

ア 就業日は、月曜日から金曜日までの日（国民の休日に関する法律に規定する休日、派遣先の休業日及び派遣先が配置しない日として指定する日を除く。）とする。ただし、就業場所において行事等の都合により就業日以外の日に派遣労働者の就業を要するときは、この限りでない。

イ 就業時間は、午前8時から午後5時までの間のうち8時間とし、途中に60分間の休憩を設ける。

ウ ア及びイに規定する就業日及び就業時間の詳細については、派遣先と派遣元とで別途協議し、定めるものとする。

エ ア及びイに規定する就業日及び就業時間以外の日時に派遣労働者の就業を要するときは、規定された就業日時を振り替えることができる。

7 安全及び衛生

(1) 派遣先は、派遣労働者の健康維持のため、定められた休憩をとらせるほか、換気、照明等の業務環境に配慮するものとする。

(2) 派遣元は、派遣労働者の健康状態を常に把握し、管理するものとする。

8 指揮命令者の選任

派遣先は、契約締結後は速やかに指揮命令者を選任し、派遣元に通知するものとする。

9 派遣労働者からの苦情処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先及び派遣元は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を選任するものとする。

(2) 苦情の処理方法及び連携体制等

前号の規定により選任された者は、お互いに連絡を密にし、派遣労働者からの苦

情の申出を受けた場合は、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。この場合において、派遣元は、その結果について派遣労働者に通知しなければならない。

10 派遣元の責務

- (1) 派遣元は、その責任と負担において派遣労働者に対する研修を行い、個人情報保護、コンプライアンスの遵守等に関する基礎的な知識等を習得させるものとする。
- (2) 派遣元は、派遣労働者がその業務を円滑に履行できるよう必要に応じて次に掲げる業務を行うものとする。
 - ア 本件派遣に関する担当者の設置
 - イ 派遣先、その他関係機関、派遣労働者の間の連絡調整
 - ウ 派遣労働者の業務遂行状況の把握及び評価指標設定による評価
 - エ 派遣労働者が業務を遂行するために必要な知識、技能等を取得するための研修等
 - オ 派遣先及び学校等への定期的なヒアリング等
 - カ 派遣先及び学校等からの派遣労働者に関する要望、苦情等への迅速な対応
 - キ 派遣労働者の勤務管理及び休暇、遅刻等の事前報告
 - ク 派遣労働者が派遣先及び学校等の指揮命令に忠実に従い、各就業場所の規律、施設管理上の規律等を遵守するための適切な指導及び措置
 - ケ 派遣労働者の業務遂行に必要な現地指導及び日常生活・居住等に対する適切な支援
 - コ 派遣先が派遣労働者に依頼する研究会、研修会、会議等への協力及び出席
- (3) 派遣元は、派遣労働者の責めに帰す事由により派遣先、学校等又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償するものとする。

11 派遣労働者の遵守事項

- (1) 派遣労働者は、派遣先又は学校等の業務上の指示に従うこと。
- (2) 派遣労働者は、業務上知り得た個人情報、機密情報等について守秘義務を厳守することとし、派遣期間終了後も同様とすること。
- (3) 派遣労働者は、業務遂行に当たり、派遣先の研修・マニュアルに基づき業務を遂行するよう細心の注意を払うこと。

12 特記事項

- (1) 業務遂行上（通勤途中を含む。）に発生した事故等については、派遣先の原因により生じたものを除き、派遣元が責任を負うものとする。
- (2) 派遣労働者は病気、事故等のやむを得ない事情により欠勤、遅刻、早退等をする場合は、速やかに指揮命令者に連絡するものとし、派遣元は当該派遣労働者の代替者を

派遣するものとする。

- (3) 派遣労働者の欠勤が生じ、かつ、前号に記載した代替者による授業も行えず、業務を実施できなかった場合は、振替にて業務を実施するものとする。ただし、派遣先が派遣元に対し代替者の補充の必要がない旨を連絡したときは、この限りでない。
- (4) 派遣先は、派遣労働者が必要な要件を欠く場合等は、派遣元にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を要請することができるものとする。
- (5) 派遣元は、前号の要請があった場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。
- (6) 派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交換しようとする場合は、原則として当該交換の30日前までに派遣先に申し出るものとし、交換後の業務遂行に支障が生じないよう確実に事務引継を行うものとする。
- (7) 派遣先は、派遣元が労働者派遣契約に違反した場合又は派遣元が期限内に派遣労働者を派遣する見込がないと認めた場合は、契約を解除することができるものとする。
この場合において、当該契約解除により派遣元に損害が生じたときは、派遣先は、当該損害を賠償する責めを負わないものとする。
- (8) 派遣元は、日本国外に派遣労働者の採用拠点を有するものとする。

13 労働者派遣契約の解除に当たって講じる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、もっぱら派遣先に起因する事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合は、派遣元の合意を得るとともに、あらかじめ相当の猶予期間をもって、派遣元に解除の申入れを行うものとする。

(2) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責めに帰すべき事由により契約期間が満了する前に契約を解除しようとする場合は、派遣労働者に対する新たな就業機会の確保を図るものとし、これができないときは、少なくとも当該契約解除に伴い、派遣元が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないものとする。

(3) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、派遣元に対し、当該契約解除の理由を明示するものとする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、派遣先と派遣元との協議の上、決定するものとする。